

令和6年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業
(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

報告書

2025年2月

February 2025

一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY&ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

I.	はじめに	1
1.	事業目的	1
2.	調査業務の実施体制	2
(1)	モール運営事業者のサイトを利用した販売事業者対応チーム	2
(2)	海外等直販サイト対応チーム	3
3.	事業実施スケジュール	3
II.	電気用品を中心とした製品安全4法規制対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認	4
1.	調査概要	4
(1)	調査期間	4
(2)	調査対象	4
2.	調査方法	5
(1)	調査対象とする製品の検索・選定	5
(2)	調査対象とした販売事業者への照会	6
(3)	調査対象製品の法令適否等の判定	7
(4)	経済産業省へ判定結果等の報告	7
3.	調査結果	7
III.	製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向けた取組	9
1.	活動概要	9
2.	活動方法	9
(1)	製品安全4法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止	9
(2)	削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ	9
3.	活動の結果	9
(1)	製品安全4法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止	9
(2)	削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ	9
IV.	監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出	10
1.	法令遵守確認の有効性の確認について	10
2.	製品安全4法の法執行面や制度面での課題	10
3.	製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取組	11

I. はじめに

この報告書は、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が、経済産業省より令和6年度「ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査」（以下「本事業」という。）の委託を受けて実施した調査、分析、取組等を報告するものである。

1. 事業目的

近年インターネット販売における製品安全4法¹対象製品（493品目）に関する法令違反事案が増加傾向にある。特に、法令対象製品であるにもかかわらず、PSE、PSC等のマークや届出事業者名の表示が無い状態の商品を販売する出品者（販売事業者）の存在が確認されるなど、販売事業者の法令違反やインターネットで販売された製品による重大製品事故の比率の増加傾向が問題視されている。

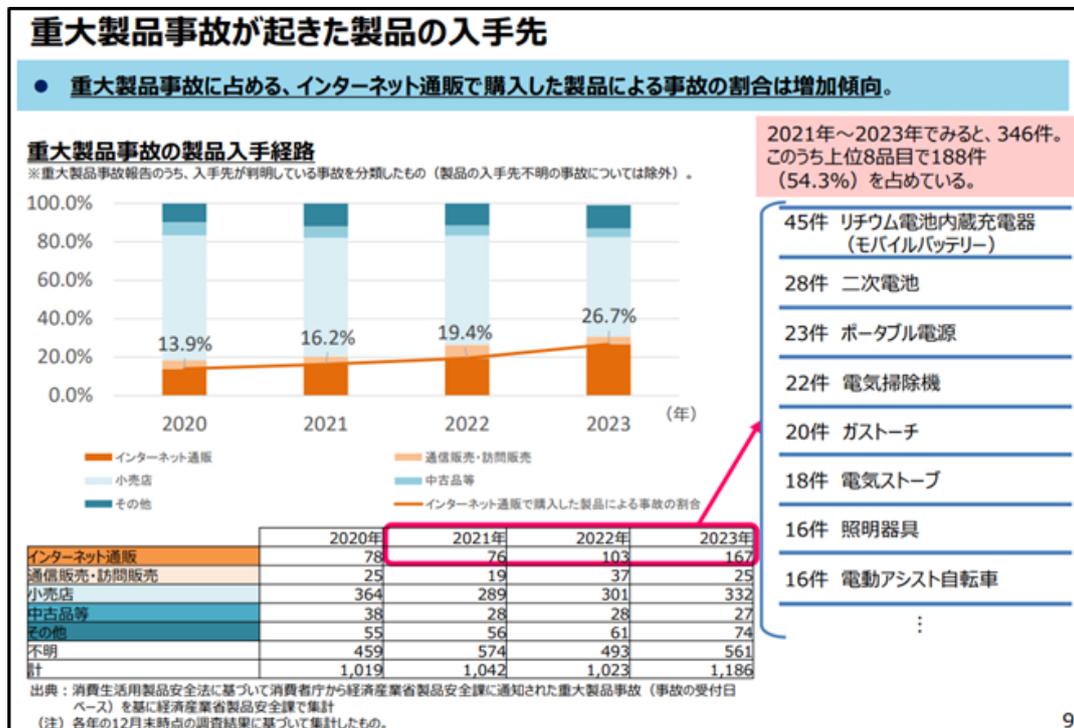


図 I-1 重大製品事故が起きた製品の入手先

出所）製品安全行政を巡る動向（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/014_01_00.pdf

経済産業省では、製品安全4法に基づく規制対象製品に係るインターネット市場の監視業務については、消費者等からの法令違反疑義製品に係る情報提供を受けて対応する受動監視を主に行っているところであるが、本事業においては、国からの受託により、法令対象製品の中からインターネット市場で販売されることが多く、

¹ 製品安全4法とは、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をいう。

かつ法令遵守をしていない製品があると考えられる品目を選定し、能動的に販売事業者の法令遵守状況の確認（以下「ネットパトロール」という。）をJETが実施するとともに、その能動監視体制の有効性の検証等を行った。

- (1) 電気用品を中心とした製品安全4法の規制対象製品を取り扱うモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認（以下「法令遵守確認」という。）
- (2) 法令適合が認められなかった場合の対応
- (3) 製品安全4法規制対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイト（以下「海外等直販サイト」という。）の削除・公開停止に向けた取組
- (4) 調査結果の報告及び法令遵守確認の有効性の分析

2. 調査業務の実施体制

本事業の実施体制は、図 I-2 のとおり。総合調整部門の下に、次の2つのチームを置いて実施した。

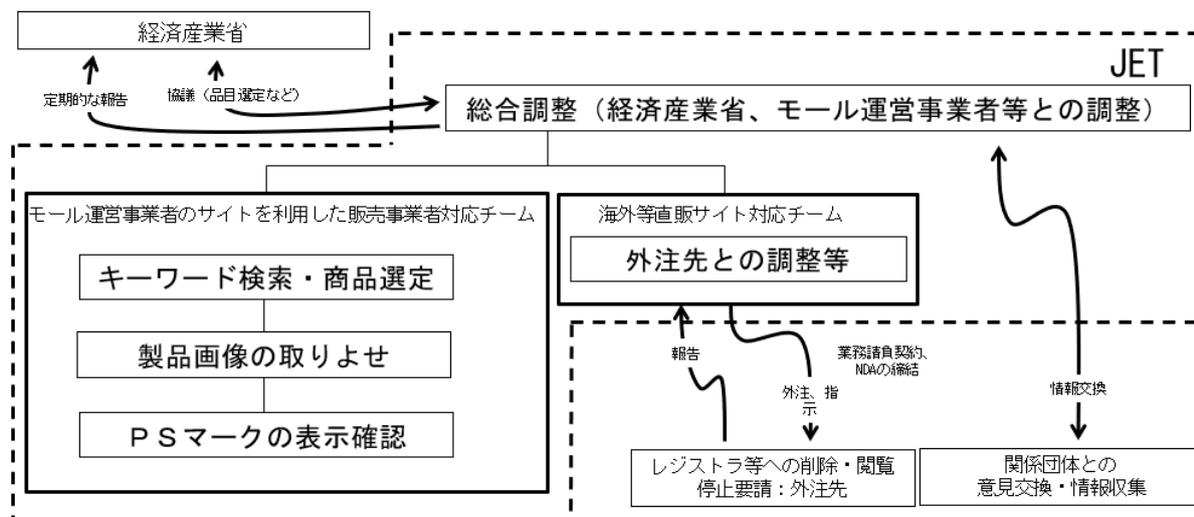


図 I-2 本事業の実施体制

(1) モール運営事業者のサイトを利用した販売事業者対応チーム

法令遵守確認は、以下の手順のとおり実施した。

- ① 経済産業省と相談の上で、製品安全4法の規制対象製品から法令遵守確認を行う品目を選定。
- ② 法令違反と疑わしい製品が販売されているページから製品の情報をピックアップ。
- ③ 販売している商品の実際の画像を販売事業者から取り寄せるなどの照会を実施。

- ④ 取り寄せた画像により、法令上規定されている適切な表示がなされているかを確認し、法令適合か否かを判断し、その結果を経済産業省に報告。
- ⑤ モール運営事業者の協力を得ても、メール等による連絡が取れない販売事業者等については、商品ページ、事業者名、住所、電話番号等の得られた情報について整理。経済産業省に報告。

(2) 海外等直販サイト対応チーム

海外等直販サイトの削除・公開停止に向けた取組を以下の手順のとおり実施した。

- ① 経済産業省が提供する製品安全4法違反となる海外等直販サイトのリストを入手。対象となるドメイン名の登録受付等を行うレジストラ、インターネットサービスプロバイダ（ISP）、ホスティングサービス提供事業者等（以下「レジストラ等」という。）に対し、適切な方法により当該サイトの削除・公開停止の要請を行う。
- ② 削除・公開停止の要請を行う際には、事前に経済産業省と対応方針等を調整する。要請を行った後には、レジストラ等が削除・公開停止の措置を取ったか否かの確認を行い、当該サイトの削除・公開停止がなされなかった場合は、改めて要請を行うなどの措置を講じる。
- ③ 海外等直販サイトが他のサーバにサイトを移転する等して事業を継続する可能性があるため、当該サイトについて事業終了まではフォローアップを行い、他のサーバへの移転が認められた場合は、改めて削除要請を行う。
- ④ 既にこれまで経済産業省が削除要請を行い、削除・公開停止された海外等直販サイトがある場合はフォローアップを行い、海外等直販サイトの事業活動が確認できた場合は、改めて削除要請を行う。
- ⑤ 削除・公開停止の要請の過程で確認できたレジストラ等の所在国の傾向や対応状況、意見等を整理し、より効果的なアプローチ手法について検討し、報告書にとりまとめる。

3. 事業実施スケジュール

本事業は、以下の示す全体スケジュールのとおり実施した。

表 I-1 全体スケジュール

年	月	法令遵守確認	海外等直販サイトの削除・公開停止に向けた取組
2024	6	経済産業省との調整（対象とするモールサイトの決定）	—
	7	モール運営事業者への協力依頼	—
	8	第1タームの業務実施	・経済産業省から対象となる海外等直販サイトの情報を入手

			・ 外部委託事業者との契約
	9	第2タームの業務実施	・ 外部委託事業者による対象サイトの削除要請開始 ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	10	第3タームの業務実施 第4タームの業務実施	・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	11	第5タームの業務実施 経済産業省への中間報告	・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	12	第6タームの業務実施	・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者最終報告受領／確認
2025	1	モール運営事業者への報告	・ 取組の結果取りまとめ／分析／ 課題抽出／最終報告書作成
	2	・ 取組の結果取りまとめ／分析／ 課題抽出／最終報告書作成	

II. 電気用品を中心とした製品安全4法規制対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認

1. 調査概要

本事業は、販売事業者の法令遵守確認を行う目的から、ネットショッピングモールの出店者を主な対象とし、消費者の利用頻度が高いと想定されるモールサイト3社を選定し、各モールサイトに出品されている製品について、法令上規定されている適切な表示がなされているか等の実態を販売事業者に照会することで調査し、その結果を経済産業省に報告した。

(1) 調査期間

モールサイトでの調査は、調査期間全体を6つのタームに分けて実施した。

(2) 調査対象

調査対象とした製品安全4法の規制対象品目は表 II-1のとおり。品目選定においては、「インターネット販売において法令違反が多い品目」、「製品に起因する事故が多い品目」を選定することを基本方針とし、経済産業省と協議して決定した。

月に5品目、品目あたり30製品、計150製品の調査を1単位とし、調査対象となる製品の数が予定に満たないといった場合は調査対象品目を増やす等の対応を行い、インターネット上から検索キーワードを用いて900製品を選定した。

表 II-1 調査対象品目

調査時期	調査対象品目								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
第1ターム 2024年8月中旬	磁石製娯楽用品 (PS C)	カートリッジガスこんろ (PS LPG)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	空気清浄機 (PS E)				
第2ターム 2024年9月中旬	磁石製娯楽用品 (PS C)	カートリッジガスこんろ (PS LPG)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	空気清浄機 (PS E)				
第3ターム 2024年10月上旬	磁石製娯楽用品 (PS C)	カートリッジガスこんろ (PS LPG)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	エル・イー・ディー・電灯器具 (PS E)				
第4ターム 2024年10月下旬	乳幼児用ベッド (PS C)	乗車用ヘルメット (PS C)	家庭用の圧力なべ及び圧力がま (PS C)	カートリッジガスこんろ (PS LPG)	電気ストーブ (PS E)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	エル・イー・ディー・電灯器具 (PS E)	
第5ターム 2024年11月中旬	乗車用ヘルメット (PS C)	携帯用レーザー応用装置 (PS C)	ライター (PS C)	カートリッジガスこんろ (PS LPG)	開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ (PS LPG)	電気ストーブ (PS E)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	エル・イー・ディー・電灯器具 (PS E)
第6ターム 2024年12月上旬	乗車用ヘルメット (PS C)	携帯用レーザー応用装置 (PS C)	石油ストーブ (PS C)	開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ (PS LPG)	電気温風機 (PS E)	リチウムイオン蓄電池 (PS E)	直流電源装置 (PS E)	エル・イー・ディー・電灯器具 (PS E)	

2. 調査方法

モールサイトでの調査方法は、図 II-1 のとおり。

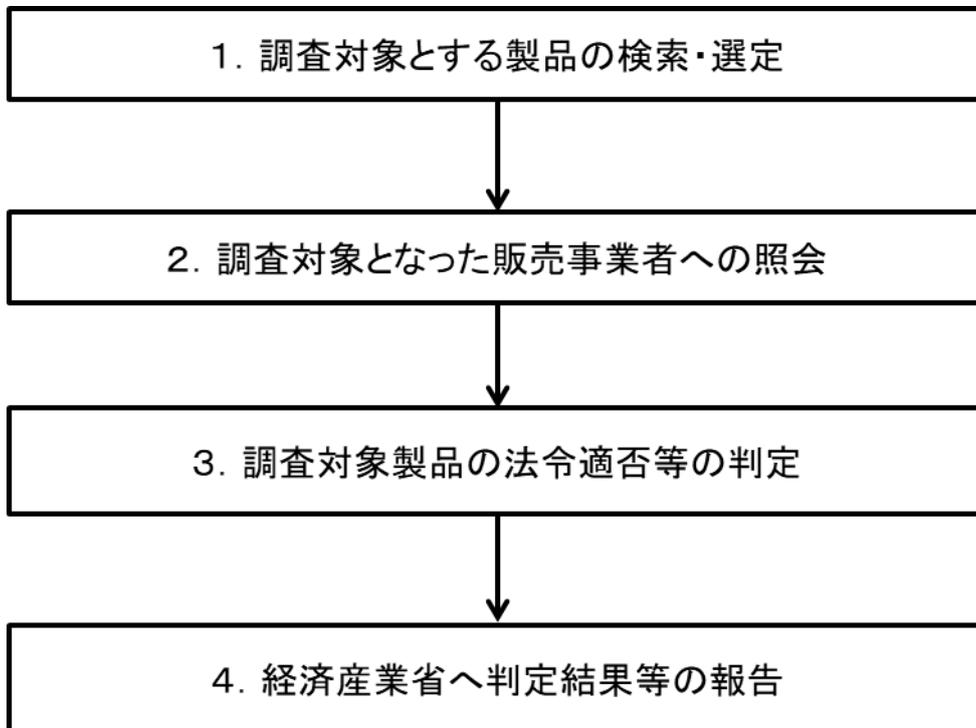


図 II-1 モールサイトでの調査方法

(1) 調査対象とする製品の検索・選定

モールサイト内に設けられている商品検索画面から、品目別に複数のキーワード

を設定して検索を行い、調査対象とする製品及び販売事業者を選定した。検索キーワードの例は表 II-2 のとおり。

表 II-2 検索キーワードの例

調査対象品目	対象法令	検索キーワード例
直流電源装置	電安法	充電器 互換 電動自転車用 等
リチウムイオン蓄電池	電安法	互換バッテリー 掃除機 等
エル・イー・ディー・電灯器具	電安法	投光器 100V 等
電気ストーブ	電安法	電気ストーブ 等
電気温風機	電安法	ファンヒーター 小型 等
空気清浄機	電安法	空気清浄機 コンパクト 等
磁石製娯楽用品	消安法	マグネット ゲーム 等
携帯用レーザー応用装置	消安法	レーザー おもちゃ 等
乗車用ヘルメット	消安法	ヘルメット バイク Bluetooth 等
乳幼児用ベッド	消安法	ベビーベッド 折りたたみ 等
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	消安法	圧力鍋 小型 等
ライター	消安法	ライター 使い捨て 等
石油ストーブ	消安法	石油ストーブ ポータブル 屋外 等
カートリッジガスコンロ	液石法	コンロ 1台2役 等
開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ	液石法	キャンプストーブ ガスヒーター 等

(2) 調査対象とした販売事業者への照会

調査対象とした販売事業者に対しては、E-mail やモールサイト内の問合せ機能を用いて、表示の有無等の照会を行った。

(3) 調査対象製品の法令適否等の判定

販売事業者から提供された調査票への回答及び製品画像等から、調査対象とした製品に法令上の規定に基づく表示が適切になされているかの確認を行った。

調査の範囲は、表 II-3 に示すとおり。今回の調査においては、P S マークの表示確認を基本とし、電安法の品目においては、製品の表面の見やすい箇所に表示が要求されていることが明確なものに限り、製品画像の範囲において定格等の表示確認も行った。

表 II-3 今回の調査における表示の確認範囲

法令	P S マーク	届出事業者名	定格等の表示
電安法	○	○	○
消安法	○	—	—
液石法	○	—	—

※ ○：今回の調査において確認した表示、—：確認しなかった表示

※ 本調査では、ガス事法の規制対象品目を調査対象に選定しなかったため、表に掲載していない。

(4) 経済産業省へ判定結果等の報告

(3) の法令適否等の判定が完了したものについては、J E T より経済産業省へ、その判定結果等を報告した。

3. 調査結果

販売事業者へ法令遵守確認を実施して得られた結果の事例を表 II-4 に示す。

表 II-4 法令適合が確認できなかった事例

調査対象品目	事例
直流電源装置	PSE マーク及び届出事業者名が製品本体に表示されていたが、当該表示は定格銘板と別にラベルで貼られていたため、場当たりの修正が行われたと疑われるものがあった。
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池本体に PSE マークが表示されていることは確認できなかったが、リチウムイオン蓄電池を収納する梱包箱に表示があるものがあった。
エル・イー・ディー・電灯器具	製品本体に PSE マークが 2 つ表示されており、紛らわしい表示がなされているものがあった。また、製品の背面に PSE マークの表示があるが、不自然に大きい定格銘板のラベルが貼られているものがあった。

電気ストーブ	製品本体に PSE マークの表示があったが、届出事業者名の表示が梱包箱の表面にあり、製品銘板には定格電圧として 110V が表示されているため、日本市場向けに製造されているか疑義が残るものがあった。
電気温風機	製品本体に PSE マークの表示があったが、定格銘板と別に、PSE マークの表示のみがシールで貼られていたため、場当たりの修正が行われたと疑われるものがあった。
空気清浄機	PSE マーク及び届出事業者名の記載があったが、「電気用品安全管理法による表示」とラベルに記載されており、紛らわしい表示となっているものがあった。
磁石製娯楽用品	梱包箱の表面に PSC マークの表示がないものがあった。
携帯用レーザー応用装置	製品本体に PSC マークの表示がないものがあった。
乗車用ヘルメット	販売事業者より、「米国からの輸入商品のため PS マークの表示がない。」という説明により規制対象外である旨の回答が複数あった。
乳幼児用ベッド	製品本体に PSC マークの表示がないものがあった。
家庭用の圧力なべ及び圧力釜	商品画像の提供が少なく、銘版表示から PSC マークがあることを確認することができなかった。
ライター	— (販売事業者に照会し回答がなかったものがあるが、商品画像の提供があったものについては、全て PSC マークの表示があった。)
石油ストーブ	PSC マークの表示がないものが多数を占めていた。
カートリッジガスこんろ	PSLPG マークの表示がないものが多数を占めていた。
開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ	商品画像の提供があった全ての製品について、PSLPG マークの表示がなかった。

III. 製品安全 4 法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向けた取組

1. 活動概要

経済産業省より指定された製品安全 4 法違反となる海外等直販サイト（40 サイト）のうち、当該サイトが閲覧可能なサイト（31 サイト）について、レジストラ等に対し、当該サイトの削除・公開停止の要請を行った。

また、既にこれまで経済産業省が削除要請を行い、削除・公開停止（以下「閉鎖」という。）されたサイト（27 サイト）について、事業が再開された場合は、改めて削除要請を行うこととしてフォローアップを行った。

これら作業の一部は、専門性の高い作業もあることから、外注先に委託して実施した。

2. 活動方法

（1）製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止

削除・公開停止の対象サイトについて、レジストラ等に削除・公開停止の要請を行った。必要に応じて違法性についての情報やスクリーンショット、公式の情報リンクなどを提供し、経済産業省と調整しつつ閉鎖要請先からの質問に回答するなど、ドメイン名の停止についての協力を得られるよう、各々複数回に渡り働きかけと交渉を行った。また、日本の基準を満たさない製品を日本以外の国や地域にも販売を行っている場合は、当該製品の日本向けの販売を取りやめるようレジストラント（ドメイン名管理者）に要請した。

本活動は 2024 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までの 4 ヶ月間実施した。

（2）削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ

削除・公開停止状態となっている 27 件の対象サイトについて、委託事業期間中に月 1 回程度アクセスの可否を確認し、削除・公開停止状態が継続していることを確認。その状況については経済産業省に報告するとともに、再開したサイトの扱いについては経済産業省の指示によることとした。

3. 活動の結果

（1）製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止

2024 年 12 月 31 日までの期間中、対象サイト 13 件のうち 3 件の削除・公開停止ができた。

（2）削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ

経済産業省より指定された製品安全 4 法違反となる海外等直販サイト（40 サイト）について、閉鎖が継続されているかを 2025 年 1 月 7 日に確認した結果、事業期間中に削除・公開停止に至った 3 件のうち 2 件は削除・公開停止の状況が継続しており、フォローアップの対応が必要となる。

IV. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出

1. 法令遵守確認の有効性の確認について

本事業において、販売事業者から「法令への適合が確認できないために、当該商品の販売を停止した。」という回答が多くあった。また、本事業期間中に商品ページを確認したところ、商品ページが削除されていることが少なからずあった。

季節による商品の入れ替えや在庫の変動など、商品ページの削除の理由は様々であるとは考えられるが、本事業により製品安全4法の規制に関する調査が行われたことをきっかけとして、回答がない販売事業者であっても法令違反の疑いがある製品の販売を停止するなど、販売事業者による自主的な対応がとられたものと考えられる。

商品販売ページの削除の理由は様々考えられるが、一つの指標として見る場合には、季節による商品の入れ替えなどの影響を排除するため、販売事業者へのコンタクトをとって一定期間後（例えば2週間程度）に、商品販売ページが削除されているかを調べる等、調査を開始してからあまり期間をおかずに削除数のカウントを行うことが良いと考える。

2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題

法令への適合確認がとれないものとしては、液石法関係（カートリッジガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ）、消安法関係（磁石製娯楽用品、携帯用レーザー応用装置、家庭用の圧力なべ及び圧力がま）が目立った。

- ① カートリッジガスこんろについては、前年度と同様に“製品にはガスはなくガスカートリッジも含まれないから対象外であり表示は不要”との回答があるなど、我が国での規制状況を理解していない事業者が見受けられた。また、ストーブを意図した製品であっても、調理等ができる構造である場合には、カートリッジガスこんろとしても規制を受けることについての理解が低いのではないかと推定される。
- ② 磁石製娯楽用品については、商品説明の写真からは規制対象であるかどうか判断できないことが多く、調査票に加えて磁石製娯楽用品の販売事業者向け用の文書を送付し、対象の範囲及び寸法について周知を行った。事業者によっては実際にノギスを当てた写真を付けて回答がなされる等、規制対象であることの判断が事業者側でできるようになるために、一定の効果があつたものと考えられるが、調査結果の統計から見た場合には、前年度と大きな違いはなかった。
- ③ 携帯用レーザー応用装置は、今年度はおもちゃ（猫じゃらしのような用途）を中心に調査を行ったが、LED使用の製品であつて対象ではないという回答が複数あつた。レーザー光を放出するおもちゃは規制対象となる例として公表されているものの、前年度のレーザー距離計の場合と同様に、規制対象であるという認識がない事業者がいることが確認された。
- ④ 法令適合確認ができなかったものについて商品説明の写真や説明が共通で

あった事例、別々の販売事業者に対して送付した調査票に倉庫等で梱包から出したと思われる全く同一の写真を付けて回答される事例が複数あった。このことから、出荷元は法令の義務履行を履行しない共通の海外事業者であることが推定される。消費生活用製品安全法等製品安全4法の改正により、海外事業者が法令の義務履行を行うことでPSマークを表示することができるようになることで、このような事例は減少させることができると考えられる。

- ⑤ 一方で、海外事業者に対して日本の法令の義務履行の必要性を理解させることが重要となるため、前述の事例に限らず広く規制の考え方や、対象・非対象の事例を英語などの外国語でも周知していくことが必要ではないか。

3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取組

経済産業省より指定された製品安全4法違反となる海外等直販サイト（40サイト）のうち、閲覧可能なサイト（13サイト）について、レジストラ等に対し、当該サイトの削除・公開停止の要請を行った。

その結果、5つのサイトが閉鎖されたが、別のレジストラに移行するなどによって再度閲覧可能な状況となったものもあり、最終的には2つのサイトの閉鎖に留まった。

閉鎖に協力的なレジストラによりドメインを閉鎖しても、ドメイン名を再度利用できない状況（ドメイン名のロック）までは協力が得られていないことから、閉鎖に非協力的なレジストラから改めて同じドメイン名で登録がなされるケースがあると考えられる。

令和7年12月に予定される製品安全4法の改正により、海外事業者が規制対象化されるにあたり、経済産業省のサイトに違法性を示す情報（和・英）をより明示的かつ分かりやすく示すことで、規制当局の公式情報として我が国での流通が禁止されている製品の存在を知らしめることが、法令違反品を取り扱う海外等直販サイトに対応する上での一助になるものと考えられる。

以上